

## 入札・契約制度等の改正の概要について

本市の入札・契約制度について、以下の改正を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 1 週休2日確保工事を改定します

○ 内容

【建設工事】

- ・原則全ての工事において 【月単位の週休2日確保工事】 として発注します。
- ・【4週8休以上】の現場閉所のみを経費補正の対象とし、【4週6休以上4週7休未満】及び【4週7休以上4週8休未満】の現場閉所については、経費補正の対象外とします。  
(詳細は「山形市建設工事週休2日確保工事实施要領」、  
「山形市営繕工事週休2日確保工事实施要領」を参照ください。)

### 2 低入札対策基準の水準を引き上げます

○ 内容

【工事関連業務委託（除間伐・枝打ち作業委託及び樹木管理業務委託を除く。）】

《最低制限価格制度》

【現行】	【改正後】
予定価格（税抜き）の 60%～82%の範囲内で定める	予定価格（税抜き）の 60%～82%の範囲内で定める
※算定式については非公表	※算定式（改正）については非公表

### 3 現場代理人の常駐義務緩和の取扱いについて拡大します

○ 内容

【建設工事】

工事現場に配置する技術者等の効率的な活用を図るため、現場代理人の常駐義務緩和の取扱いについて拡大するための見直しを行いました。

(詳細は「山形市建設工事請負契約約款における

現場代理人の常駐義務緩和の取扱いについて」等を参照ください。)

《実施時期》

- 1・2について、令和7年4月1日以後に入札の公告、指名通知を行う案件に適用します。
- 3について、令和7年2月1日から適用します。

【問い合わせ先】

まちづくり政策部 住宅政策課（建設契約課） 工事契約係 TEL 023-641-1212（内線 462・463）  
上下水道部 総務課 契約係 TEL 023-645-1177（内線 224・226）